

東かがわ市地域おこし協力隊 インターン受入団体 募集要項



令和7年6月
東かがわ市

1 事業の目的と概要

人口減少・高齢化等の進行が著しい東かがわ市において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、本市の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持・強化に資することを目的として、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、東かがわ市地域おこし協力隊インターン（以下「協力隊インターン」という。）を実施します。

この目的を達成するため、「東かがわ市地域おこし協力隊インターン実施要綱」（令和7年東かがわ市告示第93号）に基づき、協力隊インターンを受け入れるとともに、インターン隊員と協働して地域活動を行う市内団体（以下「受入団体」という。）の募集を行うものです。

2 申請要件

受入団体に申請する団体は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 東かがわ市内に拠点を置く団体（法人・任意ともに可）であること。
- (2) 協力隊インターンを受け入れ、活動支援ができる体制が整っていること。
- (3) 地域の活性化と地域力の維持・強化を担い、受入団体の持続的な事業の振興と組織運営体制の強化を図ること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者ではないこと。
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者ではないこと。
- (6) 東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領による指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

3 活動内容

2 申請要件を全て満たし、市内で行う事業であって、事業目的と合致する事業を対象とします。ただし、インターン隊員だけが営利活動に直接従事するものは除きます。

4 インターン隊員の募集及び身分

- (1) インターン隊員の募集は市が行うものとし、採用にあたっては、市と受入団体が受け入れの選考を行うものとし、

- (2) インターン隊員と市が地域協力活動に係る業務委託契約を締結し、市とインターン隊員の間には雇用関係はありません。また、受入団体とインターン隊員の間には雇用関係はありません。

5 受入期間及び活動時間

受入期間は、令和7年7月下旬から令和8年3月上旬のうち2週間以上1カ月間以下とします。なお、受け入れは1週間以上から申請可能です。

活動時間は週5日、1日当たり7時間以内とします。

6 費用負担

インターン隊員を受け入れる場合、受入団体と市は業務委託契約を締結し、市は受入団体にインターン隊員の活動日1日あたり3,000円を業務委託料として、支払うものとします。

7 協力隊インターン受入までの流れ

(1) 申請受付期間

令和7年6月19日(木)から令和8年1月30日(金)まで。ただし、受入開始30日前までに申請するものとします。

(2) 申請方法

以下のどちらかで申請してください。

①Web申請

申請フォーム (<https://logoform.jp/f/PGy15>) に必要事項を入力し、団体の定款等をアップロードしてください。

②郵送または持参

東かがわ市地域おこし協力隊インターン受入申請書と団体の定款等を平日(午前8時30分～午後5時15分の間)に「8 申請・問合せ先」に提出してください。

(3) 審査方法

申請内容を確認し、市のヒアリング後に具体的な協力隊インターンの受入体制を構築できた団体を受入団体とします。

(4) 協力隊インターン受入

インターン隊員の公募を令和7年7月上旬から行います。応募があった活動を実施する受入団体と市で選考を行い、受け入れの可否を決定します。

8 申請・問合せ先

東かがわ市 総務部戦略情報課 政策調整・官民連携グループ

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1

電話：0879-26-1201

FAX：0879-26-1210

E-mail：hk-senryaku@city.higashikagawa.kagawa.jp